

第4章 補正後の意匠についての新出願

1. 概要

出願人は、補正却下の決定の謄本の送達があった日から三月以内に、その補正後の意匠について、新たな意匠登録出願をすることができる。この場合、その新たな意匠登録出願は、手続補正書を提出した時にしたものとみなされる（意匠法第17条の3第1項）。また、もとの意匠登録出願は、取り下げたものとみなされる（同第2項）。

2. 補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願の要件

補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願が、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）補正の却下の決定があった補正後の意匠について、新たな意匠登録出願としていること
- （2）新たな意匠登録出願が、補正の却下の決定について謄本の送達があった日から3か月以内にされていること
- （3）新たな意匠登録出願が意匠法施行規則第2条第4項に規定する様式第5により出願されていること